

質問者



亀井 隆典 議員

シックスクール問題

問 町内小中学校のシックスクール対策は、

化学物質過敏症を原因として通学できない児童がたくさいます。通学できない児童とは、学校の増改築で使われた新建材や塗料、学校で日常的に使われているワックスやフェルトペン・洗剤・プールの塩素などが原因で化学物質過敏症(シックスクール病)に苦しむ子供たちのことです。子供たちが安心して学校教育を受けることが出来るような環境づくりを進めることは学校の設置者である自治体の責任で、対策方法について説明をしていただきたい。

答

答弁 白石町長

関係法例の改正により、学校施設に適用されるシックハウス対策も徐々に整備されています。シックハウスに対する改正建築基準法は、本年7月1日より施行されましたが町内の学校施設については、その対象となっておりません。

町内の学校等の施設については年数が経過しており問題はありませんが、教室の窓の開放による自然換気により室内を良好に保つ様にはしています。アレルギー等の発生事例は報告されていません。シックハウス症候群に対する措置は行われているものと思います。

問

教室の調査と結果の公表をせよ

平成14年2月に「学校環境衛生の基準」が改定され、新たにホルムアルデヒドを含む4物質の室内濃度について、検査回数・検査事項・検査方法・判定基準・事後措置などが盛り込まれています。尚、調査も明記されていますので、町内の教室の調査は行わ

れているはずですが、調査の方法・時期・業者を含め結果を報告していただきたい。

答

答弁 白石町長

学校環境衛生の基準に基づく教室の化学物質測定については、町内では現在まだ検査していません。今後は早期に実施する考えです。

答

答弁 赤星教育長

シックスクール問題については、養護部会、校長会等で、研修会を開いて徹底を図ります。

合併問題

問

職員・臨時職員の身分はどうなるのか

町長は公務の民主的かつ能率的な運営を図るため、職員の適正配置など公正な人事管理の執行に努めるのが原則となつている。合併にあたって、この原則を基に職員の身分や職責に対し町長はどのように対応して行く考えなのか。

臨時職員の扱いについても正職員と同様に問題意識をもつて取り組むべきだ。

答

答弁 白石町長

職員の身分については、合併特例法第9条で合併市の職員として、身分は保障されています。

答

答弁 赤星教育長

ポストについても現在と同様なポスト、地位を可能な限り確保できるよう努力します。給与等についても不利にならないよう公正に対処します。なお臨時職員の身分保障については、6カ月、更新1回という条件で本人に告知してあります。合併による余剰人員が出れば、今まで通りに継続する事は難しいと思います。

問

早期退職の勧奨の実施は

合併をした多くの自治体は早期退職勧奨を検討していますが、今回の合併でまず早期退職の勧奨を実施するのかどうか、実施をするのであれば自主的に本人が条件などを納得して退職すべきであって、

肩たたきや半強制的な取り扱いはずべきではない。

答

答弁 白石町長

早期退職勧奨の実施は考えていません。職員が自主的に申し出てくる場合は現行の制度で対応して行きます。

問

説明責任について

職員に対しては未だに合併協議会で身分について議論もされてなく、当事者である職員は不安を抱えています。給与・職責・職場はどのようになるのか、職転・勤務地の異動などです。任命権者の町長は不安解消のため説明責任があると思うがどうか。

答

答弁 白石町長

職員に対し、延べ6回の勉強会を開き、資料の回覧をして周知しています。関心のある身分、昇給、給与、勤務条件等については、協議中であり集約できしだい職員へ説明します。